

## ご案内：自動車税（種別割）納税通知書の送付先変更について

保有される自動車の一部について、自動車税（種別割）納税通知書の送付先を支店・支所等に変更される場合、次の点にご注意ください。

- ① 納税通知書送付先の変更申請は、納税義務者が「法人」の場合のみ可能です。
- ② 変更後の納税通知書の送付先は、納税義務者との同一性が確認できる支店等に限ります。
- ③ 送付先変更の申請をいただいた場合であっても、納税義務者と送付先となる支店等の同一性が確認できない場合や自動車税納付の口座振替登録がなされている場合等、受付できない場合がありますのでご了承ください。また、納税義務者と送付先の同一性の確認のため、追加の資料の提出をお願いすることがあります。なお、送付先の変更が認められない場合は、自動車税課（松島）（087-806-0314）からご連絡いたします。
- ④ 納税通知書の送付先変更は、申請のあった年度の翌年度分から対象となります。
- ⑤ 納税通知書の送付先変更申請を行った車両について、車検証の変更登録等に伴い再度送付先が変更となる場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書とは別に、再度送付先の変更申請をしていただく必要があります。

### 【申請・お問合せ先】

香川県県税事務所 自動車税課（松島）

〒760-0068 香川県高松市松島町 1-17-28（高松合同庁舎内）

TEL：087-806-0314 / FAX：087-833-2388

※なお、車検証上の登録内容に変更・訂正がある場合は、香川運輸支局（050-5540-2075）で、お手続きをお願いいたします。